

香川県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例

平成19年1月15日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する契約をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 地方自治法施行令第167条の17の条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約（当該物品に係る役務の提供が含まれる契約を含む。）で、商習慣上契約の期間が一年を超える契約を締結することが一般的であるもの。
- (2) 庁舎の管理に係る業務委託契約その他の年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。